ダルフール国連 AU 合同ミッション
AU/ UN Hybrid operation in Darfur（UNAMID）

設立年月 ２００７年７月３１日　　**設立決議** 安保理決議１７６９（２００７）

展開場所 スーダン西部ダルフール地域　　**本部所在地** エル・ファーシル

事務総長特別代表 ラドルフ・アダダ氏（Rodolphe Adada）（注：前コンゴ共和国外相）

司令官 マーチン・アグワイ将軍（ナイジェリア）**警察部門長官** 任命待ち

活動期限 ２００８年７月３１日（決議１７６９）

任務
（１）ダルフール全土への人道援助及びアクセス促進への貢献
（２）停戦合意、ダルフール和平合意（ＣＤＰＡ）及び関連合意の履行の監視
（３）政治プロセスの支援
（４）経済復興・開発への貢献、及び国内避難民・難民の帰還援助
（５）人権・基本的自由への尊重促進及び保護、法の支配の促進
（６）チャド及び中央アフリカ共和国との国境の治安状況の監視及び報告　等

経緯・背景

（１）スーダン西部ダルフール地域では、民族紛争に端を発した紛争（スーダン政府・アラブ系民兵とアフリカ系の反政府勢力との間の紛争）が、経済資源配分の不平等などを原因に２００３年より激化。停戦合意の策定・締結努力にも関わらず戦闘は継続され、多くの民間人犠牲者及び避難民（国連推計で約２０万人の死者、約２００万人の難民・国内避難民）が発生した。２００６年５月、スーダン政府と反政府勢力の一部がダルフール和平合意（ＤＰＡ）に署名し、その後も国際社会による非署名派取り込み努力等が継続しているが、治安・人道状況は一向に改善されていない。

（２）　アフリカ連合（ＡＵ）は２００４年７月、アブジャ（ナイジェリア）における和平交渉の実施を主導するとともに、ＡＵ部隊（ＡＭＩＳ）の同地域に対する展開を決定した。同年１０月には同部隊の規模を３０００名以上に拡大し、２００４年４月に合意されたンジャメナ停戦合意の履行監視任務に従事させた。

（３）国連安保理は、２００４年７月にアラブ系民兵（ジャンジャウィード）の武装解除を要請するとともにダルフール地域に対する武器禁輸措置を規定する決議１５５６を採択。更に同年９月、スーダン政府が民兵の武装解除等やＡＵ停戦監視ミッションへの協力を行わない場合、石油部門を含む制裁措置の発動を考慮する旨の決議１５６４を採択。２００５年３月には、武器禁輸措置の適用範囲をスーダン政府に拡大すると共に、安保理の下に制裁委員会を設置し、これにより指定された個人に対する渡航禁止措置及び資産凍結措置を実施する旨の決議１５９１が採択された（２００６年４月には同委員会により指定された４個人に対する措置の実施を決定する決議１６７２が採択されている）。又同月、ダルフールの情勢をＩＣＣ（国際刑事裁判所）に付託する決議１５９３が採択された。その後ＩＣＣに対するスーダン政府の協力は得られていないが、本年５月、ＩＣＣはスーダン元内務担当大臣及びジャンジャウィード司令官の逮捕状を発出している。。

（４）スーダンにおいては、長期間にわたる南北間の紛争が、２００５年１月に南北包括和平合意（ＣＰＡ）の成立により終結したことを踏まえ、国連スーダンミッション（ＵＮＭＩＳ）が設立されている（２００５年３月、安保理決議１５９０）。ダルフール情勢に対しては上述のとおりＡＭＩＳ部隊が展開されてきたが、装備・財政面で十分な活動が実施できない状況が継続し、又、２００６年５月のＤＰＡ締結を受け、２００６年８月、安保理はダルフール地域に対しＵＮＭＩＳを最大１７，３００人の軍事要員及び３，３００人の警察要員拡大させる決議１７０６を採択したが、上記ミッションのダルフール地域への展開にスーダン政府側が難色を示したことから、国連及びＡＵは、スーダンに三段階アプローチ(軽量・重量パッケージ及び合同ミッション)に従い、既存及び追加的国連のリソースの活用を通じてＡＭＩＳ強化支援を進めてきた。

（５）２００７年６月、安保理ミッションによるスーダン訪問の際に、バシール大統領より国連ＡＵ合同ミッションをスーダン政府が受け入れることを確認できたことを受け、国連安保理は決議１７６９を採択し、ＵＮＡＭＩＤの設立が決定した。２００７年１０月中に合同司令部（於：エル・ファーシル）が設置され、１２月末にＡＭＩＳから指揮権移譲が行われる予定。

決議上承認されている要員規模(約２６，０００名)

（１）軍事要員：最大１９，５５５名(軍事監視員３６０名及びリエゾン・オフィサーを含む)
（２）文民要員：警察要員最大３，７７２名、武装警察部隊最大１９個（１個あたり最大１４０名）